

ご存じですか？ 労働委員会 雇用のトラブル まず相談！！



解雇、雇止め
賃金未払

パワハラ・嫌がらせ など

相談
無料

秘密
厳守

職場のトラブルでお悩みの方、香川県労働委員会にご相談ください。労働委員会委員や事務局職員が解決方法をアドバイスします。

労働者・使用者どなたでも利用できます。

■労働委員会は、公平中立な立場から、労使間のトラブルを解決するための専門的な県の行政機関です。

職員による労働相談

(土日祝日、年末年始を除く 8時30分～17時15分)

●電話相談

087-832-3723

●来所相談

香川県労働委員会事務局

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号（香川県庁東館3階）

●メール相談

roui@pref.kagawa.lg.jp

詳しくは、香川県労働委員会のホームページをご覧ください。

「香川県労働委員会」
WEBサイト



労働委員会委員による専門労働相談

労働問題に詳しい労働委員会委員（弁護士、大学教授、労働組合役員、会社役員など）が、毎月1回、2名1組で、それぞれの立場から、労使間トラブルの原因を探り、解決に役立つ確かなアドバイスを行います。

費用は無料、秘密厳守です。お気軽にご相談ください。

相談日

令和3年	5月25日(火)	令和3年	11月24日(水)
	6月22日(火)		12月21日(火)
	7月27日(火)	令和4年	1月25日(火)
	8月24日(火)		2月22日(火)
	9月28日(火)		3月22日(火)
	10月26日(火)		

(時間) 13:00～13:40 (毎回1組のみ)

(場所) 香川県労働委員会事務局

(予約) 前日の午前中までに予約してください。

TEL 087-832-3723

労使の話合いで解決できないとき...

トラブルの発生



労働相談



あっせん

公益委員、労働者委員、使用者委員が3名1組であっせん員となり、労使双方の意見を個別に確かめ、解決に向けて合意点を探りながら、トラブルが円満に解決できるように支援します。簡易な手続で迅速に対応できる制度ですので、詳しくは労働委員会事務局までお問い合わせください。

■相談に来庁される方へのお願い

新型コロナウイルスの感染拡大防止のためご協力をお願いします。

来庁時には、手洗いや咳エチケット、マスクの着用、アルコール消毒液で手指の消毒をお願いします。発熱、咳などの症状がみられるときは、来庁をお控えください。